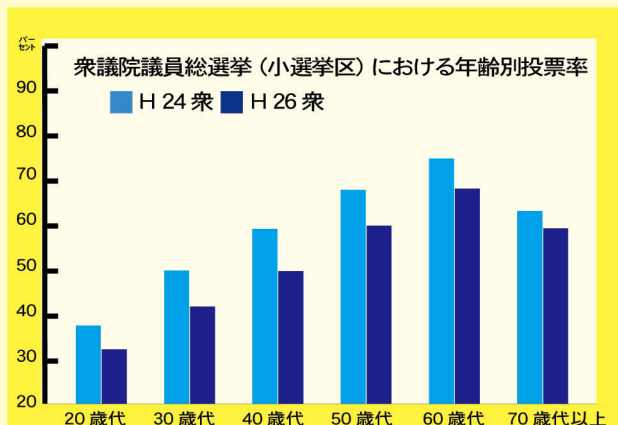


選挙権年齢が 18 歳に引き下げられました

公職選挙法の一部改正により、選挙権年齢がこれまでの満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられました。若い世代の声をこれまで以上に政治に届けるために、大切な一票を投票してください。

また、選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。進学や就職などで実家を離れる人は、引越し先の市町村へ住民票を移す必要がありますので注意しましょう。

※改正法施行後も、18 歳未満の人は選挙運動ができませんのでご注意ください。



問 市選挙管理委員会（代表☎ 22-1111、内線 61-310）



選挙年齢の引き下げは

平成 28 年 6 月 19 日

以降に公示される国政選挙から適用されます。

期日前投票所の投票立会人を募集します

市選挙管理委員会では、政治や選挙にもっと関心を持ってもらい、また、選挙を身近なものに感じてもらうために、若い世代を対象とした期日前投票所の投票立会人を募集します。

期日前投票立会人とは、期日前投票所で投票に立会い、選挙が公正に行われているか確認する人のことをいいます。

■応募資格…朝倉市の選挙人名簿に登録されている満 18 歳から 39 歳までの人で、投票所まで自分で行くことのできる人。

■登録申請書配布場所…市選挙管理委員会

■申込方法…登録申請書に必要事項を記入し、市選挙管理委員会事務局に提出（登録申請書は市ホームページからもダウンロードできます）。

■応募期間…随時受付

※登録をされても、選挙が執行されないなどにより立会人として従事していただけない場合もあります。また、応募者多数の場合は、抽選となる場合もあります。

問 市選挙管理委員会（代表☎ 22-1111、内線 61-310）

